

大阪港港湾計画書（案）

— 軽易な変更 —

令和2年3月

大阪港港湾管理者
大阪市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成31年2月 第66回大阪市港湾審議会
- ・平成31年3月 交通政策審議会第74回港湾分科会

の議を経、その後の変更については、

- ・令和2年1月 第67回大阪市港湾審議会
- ・令和2年2月 交通政策審議会第78回港湾分科会

の議を経た大阪港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 旅客船埠頭計画	2
2 外郭施設計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地利用計画	3

変更理由

夢洲地区において、港内の静穏を図りつつ、旅客輸送需要に対応するため、旅客船埠頭及び外郭施設を計画する。

また、夢洲地区の北側において、水際線を含むウォーターフロント空間と一体となった質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 旅客船埠頭計画

1-1 夢洲地区

旅客輸送需要に対応するため、小型旅客船用の係留施設を次のとおり計画する。

小型栈橋 2基 [新規計画]

2 外郭施設計画

港内の静穏を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

2-1 防波堤（波除）

夢洲地区 波除堤 延長60m [新規計画]

土地造成及び土地利用計画

多様な機能が調和し、水際線を含むウォーターフロント空間と一体となった質の高い港湾空間の形成を図るため、夢洲地区の土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地利用計画

(単位：ha)

	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
夢洲地区	(74)	(81)	(21)			(26)		(94)	(295)
	74	81	21		96	26		94	391

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更にかかる地区についてのみ記述した。